

「リスク分担表」

- ・市と指定管理者とのリスク分担の基本的な考え方は、以下のとおりです。
- ・リスクの分担に疑義が生じたとき又は定めのないリスクが生じたときは、双方協議して決定するものとします。
- ・このリスク分担の取扱いの詳細については、市と指定管理者と協議のうえ、協定書の中で定めるものとします。

1 業務実施に係るリスクの分担

分類	リスク種類	リスク内容	市	指定管理者	事例
社会情勢の変動	法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更、税制変更によるもの	○		法人税法、消費税率の変更に伴うリスクや条例等の改正の必要性
	物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○ (※1)	物価が上昇し、人件費、物品費等が増え、経費が嵩むこととなった場合 急激な物価上昇の場合は協議とする
	金利変動	管理運営に必要な資金の調達		○	
		金利変動等に伴う資金調達コストの増加		○	
	管理経費及び利用収入の増減	協定内容及び業務仕様の変更に起因するもの	○		
		上記以外の要因に起因するもの		○	
	需要変動	基本協定当初の需要見込と実績結果との差異による指定管理者の損害		○	指定管理者が見込んでいた利用者数が悪天候や競合施設の開業等により、減少した場合
管理運営	損害賠償又は損失補償	指定管理者が故意又は過失により市に損害を与えた場合		○	指定管理者が故意又は過失により、施設や備品を損壊するなどして、市に損害を与えた場合
		施設管理上の瑕疵による事故及びそれに伴う臨時休館による損害並びに利用者等への損失補てん		○	施設の管理上行うべき作業を怠ったことに起因する事故（レジオネラ菌発生等）により利用者に与えた損害や、その事故に伴い臨時休館せざるを得なくなった場合の利用者への損害
		市が設置した施設や機器について、構造上の瑕疵など市の責めに帰すべき事由による事故及びそれに伴う臨時休館によって発生した指定管理者及び利用者等への損害賠償又は損失補償	○		施設、機器の経年劣化による事故（空調機器の故障など）により利用者に与えた損害や、その事故に伴い臨時休館せざるを得なくなった場合の利用者への損害
		指定管理者が設置した機器等について、構造上の瑕疵など指定管理者の責めに帰すべき事由による事故及びそれに伴う臨時休館があった場合の関係者及び利用者等への損害賠償又は損失補償		○	指定管理者が設置した機器等のトラブルによる事故により、利用者に与えた損害や、その事故に伴い臨時休館せざるを得なくなった場合の利用者への損害
	地域住民及び施設利用者等の対応	指定管理業務及び自主事業に対する地域、住民、利用者等からの要望、苦情への対応		○	地域、住民、利用者等からの要望、苦情への対応
	犯罪の発生	指定管理者の責めに帰する犯罪発生による損害		○	指定管理業務上の不手際、過失（施錠忘れ、見回り不実施、保守契約未実施など）に起因する犯罪発生時の損害への対応
	情報の漏洩	指定管理者の責めに帰する個人情報の漏洩による損害		○	指定管理業務上の不手際、過失（セキュリティ未実施、職員の過失）に起因する情報漏洩時の損害への対応
	管理運営費	業務上必要な経費		○	施設、設備、備品の運用、使用に必要な保守点検費用、調整費用、部品交換代などの必要な経費（消耗品費、通信料などの日常的な運用・使用に必要な経費も含む）
		資金調達等		○	指定管理業務を行うのに必要な投資や資金の確保
		機器（備品を含む）の故障や経年劣化等による修繕の実施（1件10万円以上）	○		

分類	リスク種類	リスク内容	市	指定管理者	事例
管理運営費	管理施設、設備等の修繕	機器（備品を含む）の故障や経年劣化等による修繕の実施（1件10万円未満）		○	費用は指定管理料に含む
		指定管理者の責めに帰する修繕		○	指定管理者の業務上の不手際・過失による修繕
		利用者の責めに帰する修繕	利用者		
		経年劣化等に起因する備品の更新（買替え）	○		
		指定管理者の責めに帰すべき備品の更新（買替え）		○	
		風水害等、上記以外の要因による施設損壊に対する修繕	○		
	運営費の上昇	市の責めに帰すべき運営費の増	○		基本協定後に市が行った政策的な事業の追加や機器の入替に伴うコストの増加
		指定管理者の責めに帰すべき運営費の増		○	指定管理者が意図して人件費を引き上げたり、保守点検業者を切り替えたりした場合
	保険の加入	建物総合損害共済（全国市有物件災害共済会）の加入及び共済金	○		市有物件の保険加入
		指定管理業務の実施に関するもの	○		指定管理業務に関する保険加入（市民総合賠償保険）
		指定管理業務及び自主事業の実施に関するもの		○	指定管理者が独自に実施する自主事業に関する保険加入
事業の継続	業務の中止、延期	市の責めに帰する中止、延期により生じた損害	○		指定管理業務の開始に当たり、市の方針変更等により業務を中止、延期することになった場合
		指定管理者の責めに帰する中止、延期により生じた損害		○	指定管理業務の開始に当たり、指定管理者の方針変更等により業務を中止、延期することになった場合
		不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、業務の変更、中止、延期等による指定管理者の損害	協議（※2）		自然災害等により施設が損壊し、休館することとなった場合。 施設の状況によっては、市が休館を命ずる場合がある。
		新型コロナウイルスその他感染症の影響による利用料金収入等の減少、感染予防対策のための追加経費	協議		感染症の蔓延等で利用者の安全が確保できない場合、市が休館や入場制限を命ずる場合がある。
	指定解除・取消し	市の行為等を原因とする、指定管理者の申出による指定期間中途における解除による損失	○		
		指定管理者の責めに帰する指定取消しにより生じた損失		○	
	指定管理業務終了時の負担	指定期間の終了及び指定の取り消しに伴う撤収費用及び原状回復経費		○	指定管理期間が終了し更新しない際の撤収、原状回復の費用負担
	引継費用	指定管理業務の開始及び終了時の引継ぎに必要な経費		○	指定管理業務を引き継ぐ際の費用負担
管理権限	実施可能な行政処分権限	施設の利用許可、不許可		○	
		財産の目的外使用許可	○		
		不服申し立てに対する決定	○		

※1 急激な物価変動を原因として経費が増額し、条例に定める利用料金が実態に合わなくなった場合など、必要がある場合には、市と指定管理者が協議を行うこととします。

※2 自然災害等により、建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全面停止を命じることがあります。復旧可能な場合、その復旧に要する経費の負担については市と指定管理者が協議を行うこととします。